

2016年度 在宅福祉助成事業申込要領

1. 目的および事業

超高齢社会に直面する日本では、今日、訪問型や通所型の在宅福祉サービスの充実が重要な課題の一つとなっています。また、閉じこもりがちな高齢者が、自律した質の高い地域生活を継続していくための外出支援、移動支援の重要性が再認識されています。

これらの支援が効率的に運営されるためには、自宅とサービス提供機関を結ぶ移動が円滑に行われることが鍵となります。しかしながら、関係各方面の努力にも関わらず、現状は十分な状態とはいえ、地域における移送サービス体制についてもその充実が望まれています。

以上の状況を鑑み、弊社は微力ながら地域の社会福祉向上に寄与することを目的に、在宅福祉移送サービス用の車両を以下の要領で必要とする団体・施設に寄贈いたします。

2. 助成品目

在宅福祉移送サービスカー

車種:トヨタハイエース スーパーロングボディ車いす仕様車 Dタイプ

(カタログサイト:<http://toyota.jp/welcab/hiace/index.html>)

但し、車両購入費以外の登録経費等は、助成先の負担とさせていただきます。

3. 寄贈台数

全国で5台

4. 助成対象となる団体・施設

社会福祉法第2条にいう社会福祉事業であり、当該車両を次のような団体・施設で使用しようとする社会福祉法人を対象とします。

(1) 市区町村社会福祉協議会

(2) 老人福祉施設及び障害者支援施設

(3) (1)(2)以外で都道府県・指定都市社会福祉協議会が推薦するその他の社会福祉団体・施設

➤ 次のような団体・施設は対象となりません。

● 公立施設の受託運営を行う団体・施設(社会福祉事業団等)

但し法人の独自事業である場合は除きます。

5. 申込手続

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、都道府県・指定都市社会福祉協議会を経由し、全国社会福祉協議会に対し推薦の申請をしてください。

6. 申込の締切り

2016年5月31日(火)までに全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部宛にお送りください。

7. 助成実施時期

2016年10月(予定)

8. 助成先の決定

全国社会福祉協議会からの推薦を受け、弊社にて助成先を決定します。(2016年6月中旬予定)

9. 在宅福祉移送サービスカーの引渡方法

在宅福祉移送サービスカーの引渡方法については、助成先に直接通知します。

※お問合せ: 中外製薬(株)CSR推進部社会貢献グループ 担当 岡

E-mail okahdo@chugai-pharm.co.jp

Tel 03-3273-1238 Fax 03-3273-4909